

協会けんぽTimes



令和7年 **4月号**

●職場の皆様で回覧をお願いします

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

35歳以上の被保険者の方を対象に「生活習慣病予防健診」を行っています。生活習慣病予防健診は、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見に重点をおいた健診です。

対象者 35歳から74歳の被保険者(ご本人)

検査項目が充実!

検査項目

		生活習慣病予防健診	定期健康診断(事業者健診)
一般健診	労働安全衛生法上の定期健康診断項目	○	○
	大腸がん検診	○	×
	胃がん検診	○	×
自己負担額		(最高)5,282円 ※協会けんぽの補助がない場合 約19,000円	10,000円前後 ※都内における一般的な金額であり、 健診機関によって異なります

5歳ごとに、より詳細な付加健診を受けることができます!

**40歳、45歳、50歳、
55歳、60歳、65歳、
70歳**

自己負担額

一般健診5,282円に追加して**2,689円**

【付加健診とはどんな検査?】

一般健診に追加できる健診で、検査項目は腹部超音波検査、肺機能検査、詳細な血液検査、眼底検査等のより詳細な健診です。

婦人科検診 ※上記一般健診に追加して受診可能

乳がん検診

対象者 40歳～74歳(偶数年齢の女性)

自己負担額 40歳～48歳(2方向撮影)最高**1,574円**
50歳～74歳(1方向撮影)最高**1,013円**

【検査内容】問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

子宮頸がん検診

対象者 36歳～74歳(偶数年齢の女性)

自己負担額 最高**970円**

【検査内容】問診、細胞診

※なお、20歳～38歳の偶数年齢の方は単独受診可能

労働安全衛生法上の定期健康診断の
検査項目を満たしています!

生活習慣病予防健診への切り替えにより、検査項目を充実させ、
さらに健診費用を抑えることができます。

ご受診までの流れ 簡単3STEP!

STEP.1 確認



4月上旬に事業主様へ「生活習慣病予防健診のご案内」、「健診対象者一覧(※1)」等をお送りしております。

STEP.2 予約



協会けんぽと契約している健診機関へ電話等で受診を予約してください。(※2)

STEP.3 受診



当日は「マイナ保険証等(※3)」、「健診費用(自己負担分)」及び健診機関から送付される「問診票・検査容器」等をお忘れなく。

(※1)「健診対象者一覧」は申込書ではないため、協会けんぽへのご提出は不要です。

(※2)ご予約の際は、**お手元に資格情報(記号・番号等)**が確認できる書類をご準備ください。

(※3)受診当日は以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。

①マイナンバーカードによるオンライン資格確認 ②マイナポータル上の保険資格画面の提示

③マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示 ④資格確認書又は健康保険証(健康保険証は令和7年12月1日までご利用いただけます。)

療養費(立替払)制度をご存知ですか？

療養費(立替払)制度とは？

マイナ保険証や資格確認書等で医療機関等を受診した場合、窓口での一部負担金の割合は3割(年齢により2割)になります。しかし、①やむを得ない事情でマイナ保険証や資格確認書等を医療機関に提示できず自費で受診した場合、②他の保険者の資格で受診したため医療費の返還を行った場合等には、協会けんぽに「療養費支給申請書(立替払等)」を申請いただくことで、療養費として払い戻しを受けることができます。

療養費制度についてはこちら



注意



- ・払い戻しが受けられるのは、支払った医療費のうち、一部負担金の額を差し引いた額です。
- ・健康保険で認められない費用は、払い戻しの対象外です。

申請方法

ケース	①医療費を全額自己負担した場合	②他の保険者の資格で受診したため医療費の返還を行った場合
添付書類	○診療明細書の原本 診療内容を記載した明細書 ○領収書(領収明細書)の原本 診療に要した費用を証明した領収書	○診療報酬明細書 医療費を返還した保険者(国民健康保険等)から交付を受けた診療報酬明細書 ○領収書の原本 医療費を返還した保険者(国民健康保険等)から交付された領収書
提出期限	医療機関等に医療費等を支払った日の翌日から2年以内	診療を受けた日の翌日から2年以内

療養費支給申請書についてはこちら



注意事項

※下記による返戻やお問い合わせが多いのでお気を付けください。

添付書類	支給決定後は、ご提出書類(領収書等)の返却ができません。 自治体等の医療費助成を受けるご予定がある場合は、領収書等のコピー又は原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認ください。
記号・番号	資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル等で確認のうえご記入ください。
申請者	お勤めされている被保険者(ご本人)です。なお、申請書は受診者ごとに必要です。
申請書	療養費(立替払)制度の申請をされる場合は、「療養費支給申請書(治療用装具)」の申請書(※)は使用できません。 (※)コルセット等の治療用装具を医師の指示で作成し、装着したときに申請するもの

発行元



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

・お問い合わせの際は、保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかをご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください。

協会けんぽTimesの最新号は
協会けんぽのホームページでも
ご覧いただけます
毎月20日頃更新中!

令和7年4月号



現行の健康保険証は令和7年12月1日までご利用いただけます。